

議案第71号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表環境林務部の表4の項中「各市町村（海岸が所在する市町村に限る。）」を「鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正前の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの条例又は規則の規定により南種子町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該条例又は規則の規定により南種子町長に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該条例又は規則の適用については、知事とした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

市町村が処理することとしている知事の権限に属する事務の一部を知事が処理することとするため、所要の改正をしようとするものである。